

# 有田町立小中学校の適正規模及び 適正配置について （答申）

令和6年3月21日

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会

## 目次

|                                |       |    |
|--------------------------------|-------|----|
| はじめに                           | ..... | 3  |
| 第1章 町立小中学校の現状                  |       |    |
| 1. 町の人口と将来推計                   | ..... | 4  |
| 2. 学校別児童生徒数の現状と今後の見込み          | ..... | 5  |
| 3. 学校規模の現状                     | ..... | 5  |
| 4. 学校施設の現状                     | ..... | 6  |
| 第2章 町立小中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方  |       |    |
| 1. 審議会で重視したこと                  | ..... | 7  |
| 2. 小中学校の適正規模について               | ..... | 7  |
| 3. 小中学校の適正配置について               | ..... | 8  |
| 第3章 適正規模及び適正配置を実現するための学校再編のあり方 | ..... | 9  |
| 第4章 新しい学校づくりにあたって配慮すべき事項       |       |    |
| 1. 学校再編の進め方                    | ..... | 10 |
| 2. 魅力ある学校づくり                   | ..... | 10 |
| 3. 安心・安全な学校づくり                 | ..... | 10 |
| 4. 小規模校（小学校）の取組                | ..... | 11 |
| 5. 子どもの心理面への配慮                 | ..... | 11 |
| 6. 学校の枠を超えた交流                  | ..... | 11 |
| おわりに                           | ..... | 12 |
| 【資料編】                          |       |    |
| 資料1 学校規模にかかる国・県の基準             | ..... | 14 |
| 資料2 学校の小規模化による課題               | ..... | 15 |
| 資料3 学校の規模別教職員配置の標準             | ..... | 16 |
| 資料4 適正配置にかかる通学距離と通学時間の考え方      | ..... | 16 |
| 資料5 諮問書（写）                     | ..... | 17 |
| 資料6 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例      | ..... | 18 |
| 資料7 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会 委員名簿   | ..... | 20 |
| 資料8 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会 審議経過   | ..... | 21 |
| 資料9 有田町内小中学校配置図                | ..... | 22 |

## はじめに

有田町立小中学校の適正規模及び適正配置については、平成 22 年度に適正規模・適正配置検討委員会が組織され、翌 23 年度に第 1 次答申が出されました。その内容は、「(平成 23 年度現在において) 学校の配置は適切であり、小規模の学校があるものの、規模もおおむね適切と言える。今後少子化が進み、実際に複式学級を検討する時期が来れば、改めて子どもに望ましい教育環境の在り方を論議する」というものでした。

この答申から約 10 年が経過し、予測していた以上に有田町の少子化が進み、学校施設の老朽化が進む中、令和 4 年 3 月には文部科学省から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」としてポストコロナ時代における学校施設や学びのスタイルの変容への対応等についての最終報告が出されました。そこで、令和 5 年 6 月、新たに有田町立小中学校適正規模適正配置審議会(以下「審議会」という。)が設置され、有田町教育委員会から「有田町立小中学校の適正規模及び適正配置について」諮問を受け、答申まで 8 回にわたり慎重な審議を重ねてきました。

審議会では、それぞれの委員の立場から様々な意見がありましたが、子どもの生命を守るためにも、学校は安心安全な場所であるべきという理念のもと、「有田の子どもにとってより良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」を第一に議論し、ここに答申を取りまとめました。

この答申が、有田町の将来を担う子どもにとってより良い教育環境確保のための指針となることを願います。

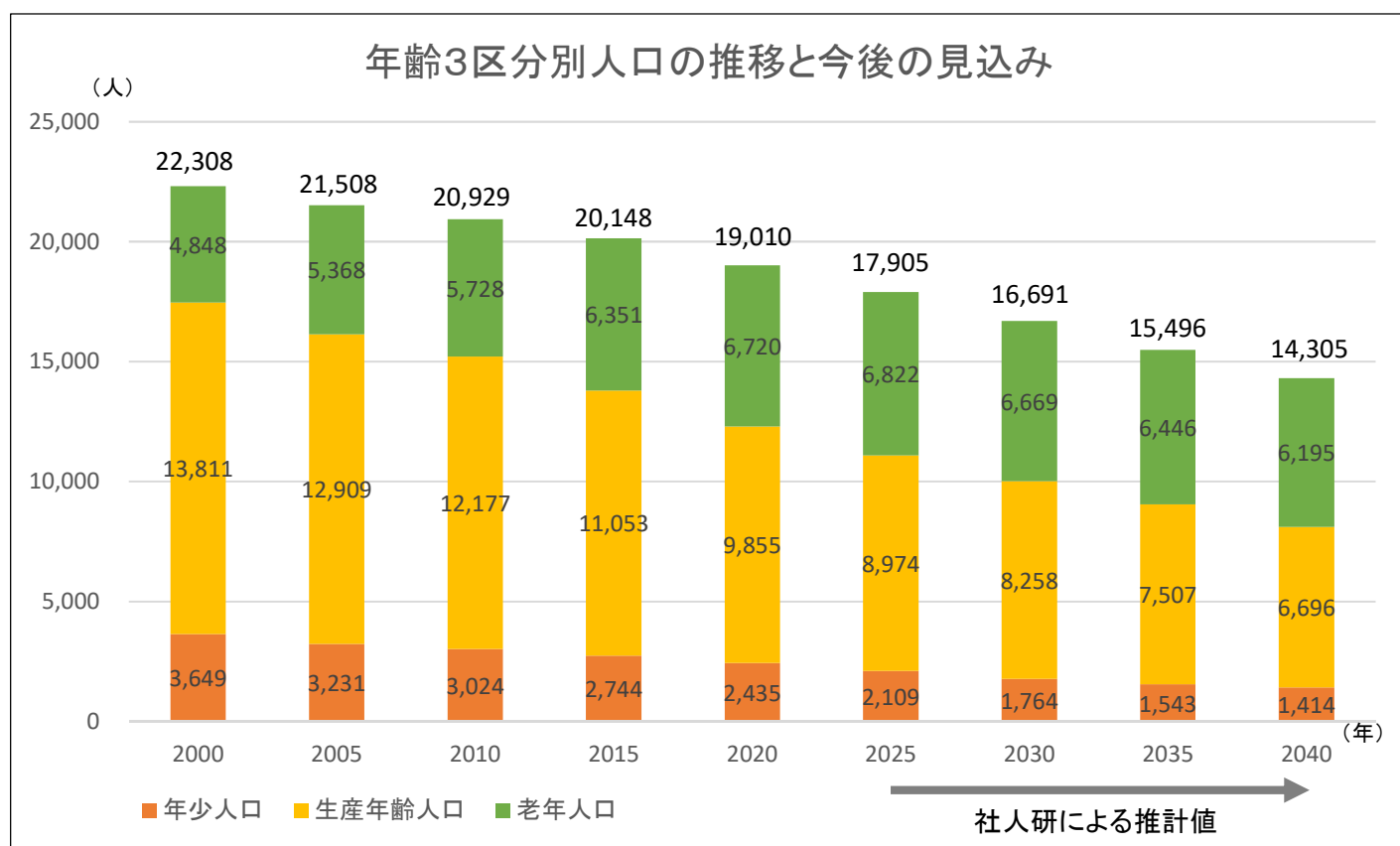
有田町立小中学校適正規模適正配置審議会

## 第1章 町立小中学校の現状

### 1. 町の人口と将来推計

有田町の総人口は近年減少が続いていて、2020年の国勢調査では19,010人となっています。年齢別に見ると、特に生産年齢人口（15歳～64歳の人口）が減少しています。

これに伴い14歳以下の年少人口についても減少が続いていて、2000年から2020年までの20年間で、3,649人から2,435人と、3分の2程度（66.7%）になっています。また、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の試算では、2040年までの約20年間で、現在からさらに1,000人ほど減少（▲41.9%）するものと見込まれています。



## 2. 学校別児童生徒数の現状と今後の見込み

### (1) 小学校

| 小学校名    | 2020 年  | 2023 年  | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 有田小学校   | 86 人    | 92 人    | 87 人   | 72 人   | 58 人   |
| 有田中部小学校 | 474 人   | 465 人   | 465 人  | 392 人  | 312 人  |
| 曲川小学校   | 297 人   | 277 人   | 228 人  | 160 人  | 136 人  |
| 大山小学校   | 235 人   | 210 人   | 190 人  | 126 人  | 108 人  |
| 合計      | 1,092 人 | 1,044 人 | 970 人  | 750 人  | 614 人  |

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査  
 2025 年 住民基本台帳・各校在籍者からの見込み  
 2030 年、2035 年 有田町第2次総合計画 データより

### (2) 中学校

| 中学校名   | 2020 年 | 2023 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有田中学校  | 286 人  | 262 人  | 278 人  | 284 人  | 186 人  |
| 西有田中学校 | 211 人  | 241 人  | 252 人  | 203 人  | 145 人  |
| 合計     | 497 人  | 503 人  | 530 人  | 487 人  | 331 人  |

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査  
 2025 年～2035 年 住民基本台帳からの見込み

## 3. 学校規模の現状

学校規模は、国の法令上、小中学校とも 12～18 学級を標準としています。

有田町では、小学校 4 校中、標準規模校は有田中部小学校 1 校で、残る 3 校は小規模校です。また、中学校は 2 校とも小規模校となっています。

※参考：資料編・資料 1 学校規模にかかる国・県の基準

### (1) 小学校の学級数（普通学級）

| 小学校名    | 2020 年 | 2023 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有田小学校   | 6      | 6      | 6      | 6      | 6      |
| 有田中部小学校 | 16     | 15     | 14     | 12     | 12     |
| 曲川小学校   | 11     | 10     | 9      | 6      | 6      |
| 大山小学校   | 10     | 8      | 7      | 6      | 6      |

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査  
 2025 年 住民基本台帳・各校在籍者からの見込み  
 2030 年、2035 年 有田町第2次総合計画 データより

(2) 中学校の学級数（普通学級）

| 中学校名   | 2020 年 | 2023 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有田中学校  | 9      | 9      | 8      | 8      | 6      |
| 西有田中学校 | 6      | 7      | 8      | 6      | 6      |

資料： 2020 年、2023 年 学級編制調査

2025 年～2035 年 住民基本台帳からの見込み

#### 4. 学校施設の現状

有田町学校施設長寿命化計画策定のため劣化状況評価を行ったところ、100 点満点中 50 点に達しなかった学校施設が複数ありました（表中では網掛け太字で記載しています）。

| 学校名     | 建物名称 | 築年数         | 学校名    | 建物名称 | 築年数         |
|---------|------|-------------|--------|------|-------------|
| 有田小学校   | 校舎   | 6 年         | 有田中学校  | 校舎   | 45 年        |
|         | 体育館  | 6 年         |        | 体育館  | <b>44 年</b> |
| 有田中部小学校 | 校舎   | 19 年        | 西有田中学校 | 校舎   | <b>64 年</b> |
|         | 体育館  | 17 年        |        | 体育館  | 18 年        |
| 曲川小学校   | 南校舎  | <b>58 年</b> |        |      |             |
|         | 北校舎  | <b>43 年</b> |        |      |             |
|         | 体育館  | 42 年        |        |      |             |
| 大山小学校   | 校舎   | <b>50 年</b> |        |      |             |
|         | 体育館  | <b>41 年</b> |        |      |             |

資料： 有田町学校施設長寿命化計画 （築年数は令和 5 年度現在に時点更新）

## 第2章 町立小中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方

### 1. 審議会で重視したこと

有田町総合計画では、グローバル化や情報化が進展する中、学校教育においては、子どもが自ら課題を解決する力、コミュニケーションの能力、社会性・集団性の育成など国際感覚を養うとともに、ICTを活用して情報化の知識と技術を身に着けることを目指しています。また、学校において特別な配慮が必要な児童生徒については、教員と保護者との信頼関係を築くとともに、支援のニーズを的確に把握し、個々の児童生徒の実態に応じた効果的な支援を行うことが必要とされています。

この度、審議会においては第一に子どものことを考え、次世代を担う子どもの「生きる力」を育む教育環境の実現のために、学校現場の視察を行い、様々な資料を用いて調査研究を行いました。また、将来の町の人口推移や児童生徒数の推移、教育条件の改善、学校施設の改修や地域コミュニティや防災の機能といった観点を踏まえて、40年50年先を見据えた学校施設のあり方を協議しました。

有田町でも少子化が課題となっていますが、有田町の子どもが夢と志を持って頑張っている環境となる学校づくりが、ひとつつながり、ひとつがどう魅力あるまちづくりにつながると期待しています。また、財政面の負担もありますが、教育は将来への大きな投資であるという思いから、魅力ある学校づくりの実現に向けて、適正規模及び適正配置を次のようにまとめました。

### 2. 小中学校の適正規模について

有田町の学校施設において、今後、小規模化かつ老朽化のために建替え及び大規模改修が発生する際には、次のような学校規模が適正と考えます。

#### 適正な学校規模

- 小学校 12～18 学級 （各学年2～3学級）
- 中学校 9～15 学級 （各学年3～5学級）

- ・人間関係の固定化を避けるため、小中学校とも、クラス替えができる規模（各学年2学級以上）が望ましい。
- ・中学校は教科担任制であることから、生徒の学習などに影響がないよう全教科に十分な教員配置を行うために、文部科学省が発出した学級数に係る教職員の配置基準を考慮し、

9学級（各学年あたり3学級）以上が望ましい。

※参考：【資料編】資料1 学校規模にかかる国・県の基準

資料2 学校の小規模化による課題

資料3 学校の規模別教職員配置の標準

### 3. 小中学校の適正配置について

審議会において、学校の適正配置を考える際に、学校から離れた地域の子どもにとって通学時間が長いことが体的および時間的な負担が大きいということが課題としてあがりました。そこで、学校の位置や校区の決定については、児童生徒の負担面や安全面などを考慮し、適切な通学条件や通学手段が確保されることを条件として、次のような学校配置が適正と考えます。

#### 適正な学校配置

○小中学校とも、通学時間がおおむね1時間を超えない配置とする。

※遠距離通学になる児童生徒の地域においては、通学の負担を軽減するため、公共交通機関の運賃の補助やスクールバス送迎などの対応が必要である。

※特に小学校低学年の児童にとって1時間の通学時間は負担が大きいため、安全性を考慮し、可能な限り負担軽減・時間短縮を図ることが必要である。

※参考：【資料編】資料4 適正配置にかかる通学距離と通学時間の考え方

### 第3章 適正規模及び適正配置を実現するための学校再編のあり方

第2章における町立小中学校の適正規模及び適正配置に関する結論を実現するための学校再編のあり方を考えるときに、考慮しなければならないこととして、次のような観点が出されました。それは、①校舎老朽化に伴う児童生徒の安全・安心の確保、②望ましい人間関係を築き上げるための規模の確保、③確かな学力を身に付けるための教員の人的配置の確保、④魅力あるまちづくりと連動した学校づくり です。

それに加えて、「オール有田」の意識を高めるという側面があることも見逃せません。現在の有田町は、平成18年の2町合併から約20年経つものの、まだ旧町間で距離感を感じるときがあります。中学校が統合されることによって、旧町それぞれ独自の歴史と文化の融合という大きな生まれ変わりの契機になり、「オール有田」の意識を醸成していくことが期待できます。

以上のことをふまえて本審議会では、小規模化かつ老朽化している学校の統合を基本として、学校の再編を進めるときの具体的方策として次のようにまとめました。

#### ●小規模化かつ老朽化している中学校の課題の解消

中学校では、小規模化により教職員の配置や部活動などで実際に制約が出てきている。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、出来るだけ早く改築を進める必要がある。現在、町に2校ある中学校を1校に統合し、新設することが望ましい。

#### ●小規模化かつ老朽化している小学校の課題の解消

町内の小学校には、小規模で老朽化が進んでいる学校がある。これらの小学校については、統合して新設することが望ましい。

今後、学校施設の再編を具体的に進めていくにあたっては、有田町として「子どもたちが夢と誇りをもって有田町で生活できるようにするために、学校はどうあるべきか」という理念を示し、町立学校としての基本的な教育方針を明らかにした上で学校づくりを進めていくことが望ましいと考えます。また、再編を契機として、魅力ある町づくりの一環としての学校像を示し、特色ある施設や教育内容についても十分に検討してください。

## 第4章 新しい学校づくりにおいて配慮すべき事項

今後、小中学校の学校施設の計画を進めるにあたって、審議会から教育委員会に対し、特に留意していただきたいことを次のとおりまとめました。

### 1. 学校再編の進め方

- 学校再編の検討にあたっては、児童生徒の教育環境改善という視点をもって、多様な学習・活動に対応する柔軟で創造的な学習空間を設けてください。
- 学校づくりがまちづくりと密接にかかわってくるため、学校の再編にあたっては、保護者や地域住民に対して十分かつ丁寧な説明を行い、保護者や地域住民の理解や協力のもとで進めてください。

### 2. 魅力ある学校づくり

- 子どもが「あの学校に行きたい」と思える学校、保護者に「絶対に地元の学校へ通わせたい」と思ってもらえる学校づくりに、保護者とともに努めてください。
- 子どもがそれぞれの個性に合った教育を受け、希望を持って明るく過ごせる場所にしてください。また、子どもが学校や地域への愛着を育む学校にしてください。
- 現在あるコミュニティスクールの枠組みを生かして、地域の伝統や文化、地域住民の思いを継いで、地域と学校が協力して魅力ある学校づくりに取り組んでください。
- 住民がつどい、連携・協働する活動や交流の拠点として、地域に開かれた学校づくりをさらに推進してください。
- 有田町総合計画の将来像にある『ひとがつながり ひとがつどう 世界に誇れるまち 有田』を具体化するために、子どもだけでなく地域住民も、ともに学びともに楽しみ紡ぎあうような学校を創りだしてください。
- 各学校・地域の魅力を有田町のみならず全国に発信することにより、地域の核としての学校づくりを行い、子どもだけでなく地域住民も自信と活力を与えられるようなまちづくりを目指してください。

### 3. 安心・安全な学校づくり

- 中学校に、放課後や休日でも生徒が安心してすごすことができる町の施設との併設または複合化を検討してください。
- 子どもの生命を守るためにも、学校は安心・安全な居場所であるべきです。災害時の避難所機能など、防災の機能を強化してください。
- 街灯や歩道を整備するなど通学路の安全確保を確実に行ってください。

#### 4. 小規模校（小学校）の取組

○有田町には比較的新しい施設の小規模学校があります。きめ細かな指導ができるという利点を生かして小規模校を存続する場合は、小規模校のデメリットを最小限にする取組を行ってください。

- ・小規模校の存続を検討するときは、適正規模及び適正配置の考え方との関連性や判断基準などを明確にしたうえで、教育水準の維持・向上を図る。
- ・地域の特性に合わせた学校づくりに取り組む。
- ・各学年1学級を維持するために、伝統・芸術という領域で学校の特色を活かした小規模特認校制度を検討する。
- ・現在の校区についても柔軟に見直しを検討する。

#### 5. 子どもの心理面への配慮

○学校が再編されれば、子どもは新たな人間関係の構築が必要になります。特に小規模校から標準規模校に移行する学校は、大きな環境の変化に対応するために子どもの心理面にも大きな負担がかかると考えられます。この負担を減らし新たな学校生活にスムーズに移行できるよう、事前の学校間交流など、考えられる対応策を取ってください。

○特別な支援を必要とする子どもについては、急な環境変化で混乱することがないように、特段の配慮をしてください。

#### 6. 学校の枠を超えた交流

○小規模化の課題「学びあい・切磋琢磨の機会の減少」の対策として、学校の枠を超えた交流事業や合同授業、意見交換会などを設けてください。

○ICTを活用できる人材を育てることも視野に、積極的にインターネット等を利用した遠隔交流を行ってください。

○遠隔交流だけでなく、実際に顔を合わせて行うリアルの交流も重視するようにしてください。

## おわりに

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会では、教育委員会からの諮問を受け、学校の適正規模及び適正配置の在り方について、慎重に議論を重ねてきました。全国的に少子化が進む中、有田町も例外ではなく、少子化に伴う学校の小規模化が進行しています。その中にあるだけでも将来にわたって義務教育の機会均等・教育水準の維持向上を図り、子どもの生き抜く力を育む教育環境を実現することが、小中学校の適正規模及び適正配置の目的であり、私たちの願いです。

この答申で審議会としての方向性を示しましたが、ある程度の集団規模を確保し、多様な考えに触れることができる学校を維持するためには、児童生徒数の推移を注視し、複式学級が検討されるようになる前の早い段階から、具体的な検討をするとともに、地域との継続的な話し合いの場を持つ必要があります。

従来有田町は地域とともにある学校を目指し、コミュニティスクールを推進し、地域ぐるみで子育てに取り組んできました。また、学校自体が、教育の場としてだけでなく、地域の拠点として幅広い役割を担ってきました。今後もこの流れが途切れることなく、学校が地域とともにあり、地域住民に愛される存在であり続けることを願ってやみません。

今後、この答申を契機として、学校・教育委員会・有田町・地域社会といった様々な方々が一体となって話し合い、知恵を出し合い、相互理解を深めることで、有田の子どもにとってより良い教育環境づくりに繋がることを切に望みます。

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会  
会長 中島 秀明

# 【 資 料 編 】

## 資料1 学校規模にかかる国・県の基準

(2023 年度現在)

### 【国の基準】

○法令では、学校規模を学級数で示しています。

小学校・中学校ともに、標準学級数は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。(学校教育法施行規則第 41 条および第 79 条)

○1 学級の児童生徒数の標準については、次のとおりとされています。

(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条)

|                   | 小学校                     | 中学校  |
|-------------------|-------------------------|------|
| 同学年の児童で<br>編成する学級 | 35 人 (1～4 年生)           | 40 人 |
|                   | 40 人 (5、6 年生)           |      |
| 複式学級<br>(2 個学年)   | 16 人<br>(1 年生を含む場合 8 人) | 8 人  |

### 【佐賀県の基準】

○国の基準では、段階的に小学校の 1 学級児童数を全学年 35 人にする予定ですが、佐賀県ではそれを 1 年前倒しして実施しています。そのため、1 学級の児童生徒数の標準について、上の表が次のとおり読み替えられることになります。

|                   | 小学校                     | 中学校  |
|-------------------|-------------------------|------|
| 同学年の児童で<br>編成する学級 | 35 人 ( <u>1～5 年生</u> )  | 40 人 |
|                   | 40 人 ( <u>6 年生</u> )    |      |
| 複式学級<br>(2 個学年)   | 16 人<br>(1 年生を含む場合 8 人) | 8 人  |

## 資料2 学校の小規模化による課題

小規模校の一般的なメリット・デメリットについては、次のようなものが一例としてあげられます。

| 項目    | メリット                                                                                                                                          | デメリット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学習面   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>○学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>○1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。</li> <li>○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</li> <li>○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。(資料3)</li> <li>○児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導等、多様な学習・指導形態を取りにくい。</li> <li>○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。</li> </ul> |
| 生活面   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>○異学年間の縦の交流が生まれやすい。</li> <li>○児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス替えが困難なこと等から、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li> <li>○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</li> <li>○切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 学校運営面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>○学校が一体となって活動しやすい。</li> <li>○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員数が少ないため、経験、教科、特性等の面でバランスの取れた配置を行いにくい。</li> <li>○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li> <li>○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域社会との連携が図りやすい。</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |

資料：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年度文部科学省資料）

### 資料 3 学校の規模別教職員配置の標準

| 小学校   |         |         | 中学校   |        |        |
|-------|---------|---------|-------|--------|--------|
| 学級数   | 教員数     | うち教諭    | 学級数   | 教員数    | うち教諭   |
| 3学級   | 4.75 人  | 3.75 人  | 3学級   | 9.0 人  | 7.5 人  |
| 6学級   | 8.75 人  | 7.00 人  | 6学級   | 11.5 人 | 9.5 人  |
| 12 学級 | 15.50 人 | 13.50 人 | 9学級   | 16.5 人 | 14.5 人 |
| 18 学級 | 22.60 人 | 20.60 人 | 12 学級 | 19.9 人 | 17.9 人 |
| 24 学級 | 29.00 人 | 27.00 人 | 15 学級 | 24.5 人 | 22.5 人 |

資料：公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき算出。

### 資料 4 適正配置にかかる通学距離と通学時間の考え方

適正な通学距離として、法令では小学校は概ね4km 以内、中学校は概ね6km 以内とされています（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）。しかし、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することが実態にそぐわないケースが全国で増えていることから、適切な交通手段が確保でき、遠距離通学のデメリットを一定程度解消できる見通しが立つ場合には、概ね1 時間以内の通学時間を目安とすることができます。

資料：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年度文部科学省資料）

## 資料5 諮問書（写）

有教学第145号  
令和5年6月22日

有田町小中学校適正規模適正配置審議会会長 様

有田町教育委員会



有田町立小中学校の適正規模及び適正配置について（諮問）

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例（令和4年有田町条例第12号）第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

- （1）中学校の適正規模（学校の適正学級数）
- （2）小学校の適正規模（学校の適正学級数）

#### 2. 適正配置の方策

- （1）中学校の適正配置
- （2）小学校の適正配置

#### （諮問の理由）

全国的に少子化が進む中、有田町においても、児童生徒の減少に伴い小中学校の小規模化が進行しています。同時に、複数の学校施設の老朽化が進み、建替や大規模な修繕が必要になっています。

この現状を踏まえ、新しい時代の学びを実現する教育環境の向上と老朽化対策を一体的に進め、子どもたちにとって最適な学習環境の整備を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方についてご審議いただきたく、ここに諮問するものです。

## 資料6 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例

有田町立小中学校適正規模適正配置審議会条例

令和4年有田町条例第12号

### (設置)

第1条 少子化に伴い児童生徒が減少している現状を踏まえ、子どもたちにとってより良い学校運営に資することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、有田町立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の適正な学校規模及び適正な配置に関し、必要な事項を調査審議するため、有田町立小中学校適正規模適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、有田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、長期的な展望に立った学校の適正規模及び適正配置に関し調査研究し審議する。

2 審議会は、審議した結果を教育委員会に答申するものとする。

### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校運営協議会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき小中学校に置くものをいう。)が推薦する者
- (3) 町議会議員
- (4) 小中学校の校長を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、第2条第2項の規定による答申を行う日までとする。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときはその職を失うものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年有田町条例第33号）に定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 有田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料7 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会 委員名簿

| 役 職 | 氏 名    | 役職等                |
|-----|--------|--------------------|
| 会 長 | 中島 秀明  | 有識者委員              |
| 副会長 | 池田 昇   | 学校運営協議会委員代表        |
|     | 橋本 利彦  | 学校運営協議会委員代表        |
|     | 山田 洋子  | 学校運営協議会委員代表        |
|     | 吉野 佳子  | 学校運営協議会委員代表        |
|     | 今泉 藤一郎 | 有田町議会議員代表          |
|     | 松尾 文則  | 有田町議会議員代表          |
|     | 松尾 寛   | 有田町立小学校校長代表        |
|     | 小嶋 貴之  | 有田町立中学校校長代表        |
|     | 廣川 正孝  | 有田町総区長会代表          |
|     | 花田 宇利  | 有田小学校保護者代表         |
|     | 浦 抄知   | 有田中部小学校保護者代表       |
|     | 福島 耕輔  | 曲川小学校保護者代表         |
|     | 中尾 貴志  | 大山小学校保護者代表         |
|     | 西山 翔   | 有田中学校保護者代表         |
|     | 前田 真二  | 西有田中学校保護者代表        |
|     | 廣 知徳   | 西松浦郡連合 P T A 会長    |
|     | 諸隈 悦子  | 西松浦郡連合 P T A 母親委員長 |
|     | 武市 京子  | 佐賀大学学生（芸術地域デザイン学部） |
|     | 森 竹美   | 一般公募による委員          |

資料 8 有田町立小中学校適正規模適正配置審議会 審議経過

|     | 開催日          | 内容   | 詳 細                                                                                                         |
|-----|--------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委嘱  | 令和5年6月22日    | 委嘱   | 1 委嘱状交付<br>2 会長および副会長の選任                                                                                    |
| 諮問  |              | 諮問   | 諮問                                                                                                          |
| 第1回 | 令和5年6月22日    | 説明   | 事務局説明<br>(1) 前回(平成23年)適正規模・適正配置検討委員会の答申について<br>(2) 町内小中学校の現状について<br>(3) 会議の情報公開について<br>(4) 今後のスケジュール(案)について |
| 第2回 | 令和5年7月27日    | 視察   | 1 町内の学校視察<br>2 グループでの意見交換<br>3 意見発表                                                                         |
| 第3回 | 令和5年8月24日    | 審議   | 協議事項<br>(1) 学校の適正規模の考え方について<br>(2) 町内小中学校の現状と課題について<br>(3) 今後の協議について                                        |
| 第4回 | 令和5年9月28日    | 審議   | 協議事項<br>学校の規模別パターンの検証について                                                                                   |
| 第5回 | 令和5年10月26日   | 審議   | 協議事項<br>(1) 中学校の適正規模について (グループ討議)<br>(2) 小学校の適正規模について (グループ討議)<br>(3) 意見発表                                  |
| 第6回 | 令和5年11月30日   | 審議   | 協議事項<br>(1) 答申の原稿校正について<br>(2) 答申に記載する付帯意見について                                                              |
| ——  | (令和5年12月21日) | (審議) | ※ 天候により対面による審議会開催は中止 (書面審議)<br>答申の原稿校正について                                                                  |
| 第7回 | 令和6年1月24日    | 審議   | 協議事項<br>答申の原稿校正について                                                                                         |
| 第8回 | 令和6年2月22日    | 審議   | 協議事項<br>答申の原稿校正について (答申案の最終承認・確定〔審議の終了〕)                                                                    |
| 答申  | 令和6年3月21日    | 答申   | 答申書の提出                                                                                                      |

資料 9 有田町内小中学校配置図

